

栃木県小学校バンドフェスティバル・マーチングコンテスト実施規定

第1章 総 則

(大会の名称)

第1条 この大会の名称は「栃木県マーチングコンテスト」及び「栃木県小学校バンドフェスティバル」(以下「栃木県MC」「栃木県小学校BF」という)と称する。

(実 施)

第2条 栃木県MC・栃木県小学校BFは、栃木県吹奏楽連盟に属する吹奏楽団体が参加して毎年実施する。

第2章 実施区分及び参加資格

(部・部門)

第3条 1 栃木県MCの実施区分は、A部門・B部門の2部とし、各部門に下記の部を置く。

・ A部門

①中学校の部 ②高等学校以上の部

・ B部門

①小学校の部 ②中学校の部 ③高等学校以上の部

(参加資格)

第4条 1 参加資格は、栃木県吹奏楽連盟に属する団体で、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

①小 学 校 構成メンバーは、同一小学校に在籍する児童とする。なお、複数の小学校による合同バンドを認める。

②中 学 校 構成メンバーは、同一中学校に在籍する生徒とする。
(同一経営の学園内小学校児童の参加は認める)

③高等学校 構成メンバーは、同一高等学校に在籍している生徒とする。
(同一経営の学園内中学校生徒及び小学校児童の参加は認める)

④大 学 構成メンバーは、同一大学に在籍している学生とする。

⑤職場・一般 団体構成メンバーは、当該団体の団員とする。

2 出演者が二つ以上の団体に重複して出場はできない。また、職業演奏家の参加は認めない。

3 マーチングコンテストB部門に出演した団体は、他の部門に参加することはできない。

第3章 マーチングコンテストA部門

(参加人員)

第5条 参加人員は自由とする。

(編 成)

第6条 1 編成は、木管楽器・金管楽器及び打楽器（擬音楽器を含む）とする。電子楽器（エレキベースを含む）、ピアノ、チェレスタ、ハープの使用は認めない。

2 バトン・フラッグ・ライフル等の手具の使用は認めない。但し、ドラムメイジャーのメイジャーバトンは除くものとする。

(出演時間)

第7条 1 出演時間は7分以内とする。

2 出演時間とは、入場から退場までの時間をいう。具体的には、メンバーの一人が入場側の30mライン（目に見えないラインも含む）の中に入った時点から、退場側の30mライン（目に見えないラインも含む）の外側に全員が出るまでをいう。

(演技時間)

第8条 1 演技時間は6分以内とする。

2 演技時間とは、演奏または演技開始より終了までの時間をいう。演技時間が超過した場合は審査の対象としない。計時開始のタイミングは、出演団体が30mのラインの中に入りフォーメーションを整えた後、演奏開始、または奏者の誰かが動き始めたら演技開始とみなし計時を開始する。（但しドラムメイジャーの動きは除く）

3 演技開始と終了は本部係員が判定する。

(演技曲目)

第9条 演奏曲目は自由とする。

(規定課題)

第10条 参加団体は、全日吹連がその年度ごとに定めた規定課題を演技しなければならない。

(服 装)

第11条 服装は自由とする。

(表 彰)

第12条 1 表彰は、部門ごとに金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。

2 演技時間を超過した時は失格とし、審査の対象としないが、努力賞を与える事ができる。

(審 査)

第13条 1 審査員の数は3名とする。

2 審査の方法は、別に定める審査内規による。

第4章 マーチングコンテストB部門

第14条 時間規定のみA部門に準ずるが、その他は一切の制約を受けないものとする。

第15条 1 表彰は、金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。

2 演技時間を超過した時は失格とし、審査の対象としないが、努力賞を与える事ができる。

第5章 小学校バンドフェスティバル

(参加人員)

第16条 参加人員は自由とする。

(編 成)

第17条 編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器を中心としたものを原則とする。但し、手具の使用は自由とする。

(出演時間)

第18条 1 出演時間は8分以内とする。

2 出演時間とは、入場から退場までの時間をいう。具体的には、メンバーの一人が入場側の30mライン（目に見えないラインも含む）の中に入った時点から、退場側の30mライン（目に見えないラインも含む）の外側に全員が出るまでをいう。

(演技時間)

第19条 1 演技時間は7分以内とする。

2 演技時間とは、演奏または演技開始より終了までの時間をいう。演技時間が超過した場合は審査の対象としない。計時開始のタイミングは、出演団体が30mのラインの中に入りフォーメーションを整えた後、演奏開始、または奏者の誰かが動き始めたら演技開始とみなし計時を開始する。（但しドラムメジャーの動きは除く）

3 演技開始と終了は本部係員が判定する。

(演奏曲目)

第20条 演奏曲目は自由とする。

(演奏形態)

第21条 演奏形態は自由とする。

(服 装)

第22条 服装は自由とする。

(表 彰)

第23条 1 表彰は、金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。

2 演技時間を超過した時は失格とし、審査の対象としないが、努力賞を与える事ができる。

(審 査)

- 第24条 1 審査員の数 は 3 名とする。
2 審査の方法は、別に定める審査内規による。

第6章 県 代 表

(県代表の決定及び表彰)

- 第25条 1 栃木県MC：A部門・B部門及び栃木県小学校BFの出場団体から、審査員の推薦または投票により栃木県代表を決定し、東関東マーチングコンテスト及び東関東小学校バンドフェスティバル出場団体として東関東吹奏楽連盟に推薦・報告する。但し、前年度までの3年間、連続して全日本マーチングコンテストまたは全日本小学校バンドフェスティバルに出場した団体については、その翌年に限り県代表には推薦しないものとする。
2 県代表数は、東関東吹奏楽連盟理事会で決定する。

第7章 そ の 他

(共催・後援・協賛)

- 第26条 栃木県MC・栃木県小学校BF実施に関して、本規定以外に必要と認められた基準については、東関東吹奏楽連盟から示されるところによる。

(実施細目等)

- 第27条 栃木県MC・栃木県小学校BF実施に関して、本規定以外に必要と認められた基準については、東関東吹奏楽連盟から示されるところによる。

- 第28条 本規定に関する内規は、理事会がこれを定め、実施細目等については、その年毎に常任理事会の同意を得てこれを定める事ができる。

(改 定)

- 第29条 この規定は、理事会の議決により決定する事ができる。